

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

岩手県災害対策本部長

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令

岩手県災害対策本部規程（平成8年岩手県災害対策本部長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(災害対策副本部長及び災害対策本部員)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章に規定する部局等及び出納局の長（総務部長を除く。）、総合防災室長並びに東京事務所長</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p>(課等及び機関)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 課等に課等の長、機関に機関の長を置き、課等の長にあつては別表第2の課等の長に充てる職の欄に掲げる職にある者を、機関の長にあつては別表第3の<u>機関の長</u>の欄に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 第2項に規定する者のほか、本部支援室に職員を置き、<u>総務部の職員のうちから総務部長が指名する者をもって充てる。</u></p> <p>(課等及び機関の分掌事務)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>(班)</p>	<p>(災害対策副本部長及び災害対策本部員)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第2章に規定する部局等及び出納局の長（総務部長を除く。）、<u>総務部副部長</u>、総合防災室長並びに東京事務所長</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p>(課等及び機関)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 課等に課等の長、機関に機関の長を置き、課等の長にあつては別表第2の課等の長に充てる職の欄に掲げる職にある者を、機関の長にあつては別表第3の<u>機関の長</u>に充てる職の欄に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>3 <u>課等（本部支援室を除く。以下この項において同じ。）及び機関に職員を置き、課等にあつては別表第2の課等の長に充てる職の欄に掲げる者の部下の職員、機関にあつては別表第3の機関の長に充てる職の欄に掲げる者の部下の職員をもって充てる。ただし、本部支援室にあつては、総務部長があらかじめ指名する者とする。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>2 <u>本部支援室は、前項の分掌事務を処理するほか、本部長を補佐する。</u></p> <p>(班)</p>

第19条 [略]

2 [略]

(調査班)

第24条 [略]

2 [略]

3 調査班に、班長、副班長及びその他の班員を置き、災害対策本部総務部長（以下「総務部長」という。）が関係部長と協議してそれぞれ指名する。

(配備体制)

第26条 本部の配備体制の区分、配備基準及び配備職員の範囲は、次のとおりとする。

区 分	配備基準	配備職員 の範囲
(1) <u>警戒配備</u>	<p>ア 気象警報、高潮警報、波浪警報、洪水警報、北上川上流洪水予報のうちのはん濫警戒情報又は知事が指定した河川への水防警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が<u>警戒配備体制</u>により災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。</p> <p>イ 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が<u>警戒配備体制</u>により災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。</p> <p>ウ <u>津波警報</u>が発表された場合</p> <p>エ～キ [略]</p>	別表第8に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したものを
広域 支部	ア 所管区域内に気象警報、洪水警報、北上川上流洪水予報のうちのはん濫警戒	[略]

第19条 [略]

2 [略]

3 班に班員を置き、別表第6の中欄に掲げる者の部下の職員をもって充てる。

(調査班)

第24条 [略]

2 [略]

3 調査班に、班長、副班長及びその他の班員を置き、本部支援室長が関係部長と協議してそれぞれ指名する。

(配備体制)

第26条 本部の配備体制の区分、配備基準及び配備職員の範囲は、次のとおりとする。

区 分	配備基準	配備職員 の範囲
(1) <u>指定職員配備（1号）体制（以下「指定職員配備体制」という。）</u>	<p>ア 気象警報、高潮警報、波浪警報、洪水警報、北上川上流洪水予報のうちのはん濫警戒情報又は知事が指定した河川への水防警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が<u>指定職員配備体制</u>により災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。</p> <p>イ 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が<u>指定職員配備体制</u>により災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。</p> <p>ウ <u>津波警報（津波）</u>が発表された場合</p> <p>エ～キ [略]</p>	別表第8に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各部長が指名したものと <u>並びに本部支援室の職員</u>
広域 支部	ア 所管区域内に気象警報、洪水警報、北上川上流洪水予報のうちのはん濫警戒	[略]

		<p>情報又は知事が指定した河川への水防警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が<u>警戒配備体制</u>の指令を発したとき。</p> <p>イ 所管区域内に大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が<u>警戒配備体制</u>の指令を発したとき。</p> <p>ウ～オ [略]</p>				<p>情報又は知事が指定した河川への水防警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が<u>指定職員配備体制</u>の指令を発したとき。</p> <p>イ 所管区域内に大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が<u>指定職員配備体制</u>の指令を発したとき。</p> <p>ウ～オ [略]</p>		
	地方支部	<p>ア 所管区域内に気象警報、高潮警報、波浪警報、洪水警報、北上川上流洪水予報のうちのはん濫警戒情報又は知事が指定した河川への水防警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が<u>警戒配備体制</u>の指令を発したとき。</p> <p>イ 所管区域内に大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が<u>警戒配備体制</u>の指令を発したとき。</p> <p>ウ <u>津波警報</u>が発表された場合（沿岸の地方支部に限る。）</p> <p>エ～キ [略]</p>	[略]		地方支部	<p>ア 所管区域内に気象警報、高潮警報、波浪警報、洪水警報、北上川上流洪水予報のうちのはん濫警戒情報又は知事が指定した河川への水防警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が<u>指定職員配備体制</u>の指令を発したとき。</p> <p>イ 所管区域内に大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が<u>指定職員配備体制</u>の指令を発したとき。</p> <p>ウ <u>津波警報（津波）</u>が発表された場合（沿岸の地方支部に限る。）</p> <p>エ～キ [略]</p>	[略]	
(2) <u>1号非常配備</u>	本部	<p>ア 気象警報、高潮警報、波浪警報、洪水警報、北上川上流洪水予報のうちのはん濫警戒情報又は知事が</p>	主査相当職以上の全職員		(2) <u>主査以上配備（2号）</u>	本部	<p>ア 気象警報、高潮警報、波浪警報、洪水警報、北上川上流洪水予報のうちのはん濫警戒情報又は知事が</p>	主査相当職以上の全職員及び本部支

	<p>指定した河川への水防警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が<u>1号非常配備体制</u>により災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。</p> <p>イ 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が<u>1号非常配備体制</u>により災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。</p> <p>ウ <u>大津波警報が発表された場合</u></p> <p>エ 県内に震度6弱又は震度6強の地震が発生した場合</p> <p>オ・カ [略]</p>		<p><u>体制（以下「主査以上配備体制」という。）</u></p>	<p>指定した河川への水防警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が<u>主査以上配備体制</u>により災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。</p> <p>イ 大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が<u>主査以上配備体制</u>により災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。</p> <p>ウ <u>津波警報（津波）が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制により災害応急対策を講じる必要があると認めるとき。</u></p> <p>エ 県内に震度6弱の地震が発生した場合</p> <p>オ・カ [略]</p>	<p><u>援室の職員</u></p>
<p>広域支部</p>	<p>ア 所管区域内に気象警報、洪水警報、北上川上流洪水予報のうちのはん濫警戒情報又は知事が指定した河川への水防警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が<u>1号非常配備体制</u>の指令を発したとき。</p> <p>イ 所管区域内に大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発</p>	<p>[略]</p>		<p>広域支部</p> <p>ア 所管区域内に気象警報、洪水警報、北上川上流洪水予報のうちのはん濫警戒情報又は知事が指定した河川への水防警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が<u>主査以上配備体制</u>の指令を発したとき。</p> <p>イ 所管区域内に大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発</p>	<p>[略]</p>

		<p>生するおそれがある場合において、本部長が<u>1号非常配備体制</u>の指令を発したとき。</p> <p>ウ 所管区域内の市町村に震度6弱又は震度6強の地震が発生した場合</p> <p>エ [略]</p>			<p>生するおそれがある場合において、本部長が<u>主査以上配備体制</u>の指令を発したとき。</p> <p>ウ 所管区域内の市町村に震度6弱の地震が発生した場合</p> <p>エ [略]</p>		
	地方 支部	<p>ア 所管区域内に気象警報、高潮警報、波浪警報、洪水警報、北上川上流洪水予報のうちのはん濫警戒情報又は知事が指定した河川への水防警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が<u>1号非常配備体制</u>の指令を発したとき。</p> <p>イ 所管区域内に大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が<u>1号非常配備体制</u>の指令を発したとき。</p> <p>ウ <u>大津波警報が発表された場合</u>（沿岸の地方支部に限る。）</p> <p>エ 所管区域内の市町村に震度6弱又は震度6強の地震が発生した場合</p> <p>オ・カ [略]</p>	[略]		<p>ア 所管区域内に気象警報、高潮警報、波浪警報、洪水警報、北上川上流洪水予報のうちのはん濫警戒情報又は知事が指定した河川への水防警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が<u>主査以上配備体制</u>の指令を発したとき。</p> <p>イ 所管区域内に大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が<u>主査以上配備体制</u>の指令を発したとき。</p> <p>ウ <u>津波警報（津波）が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、本部長が主査以上配備体制の指令を発したとき</u>（沿岸の地方支部に限る。）。</p> <p>エ 所管区域内の市町村に震度6弱の地震が発生した場合</p> <p>オ・カ [略]</p>	[略]	
(3) <u>2</u>	本部	<p>ア [略]</p> <p>イ <u>大津波警報が発表され、かつ、大規模な災害が発生</u></p>	[略]	(3) <u>全</u>	本部	<p>ア [略]</p> <p>イ <u>津波警報（大津波）が発表された場合</u></p>	[略]

	<p>するおそれがある場合</p> <p>ウ 県内に震度7の地震が発生した場合</p> <p>エ [略]</p>	
広域	ア [略]	[略]
支部	<p>イ 所管区域内の市町村に震度7の地震が発生した場合</p> <p>ウ [略]</p>	
地方	ア [略]	[略]
支部	<p>イ <u>大津波警報が発表され、かつ、大規模な災害が発生するおそれがある場合</u>（沿岸の地方支部に限る。）</p> <p>ウ 所管区域内の市町村に震度7の地震が発生した場合</p> <p>エ [略]</p>	

2 各部長、広域支部長及び支部長は、前項の表に定める配備職員の範囲のみでは、夜間、休日等の勤務時間外において、警戒配備又は1号非常配備に係る配備職員に不足が生じると認められる場合は、同表に定める配備職員の範囲と異なる範囲の職員を指名することができる。

(活動要領)

第27条 警戒配備体制における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

2 1号非常配備体制における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 広域支部長は、地方支部長から応援の要請があった場合は、応援体制を整える。広域支部だけでは対応できない場合は、総務部長に報告し、指示を受ける。

(3)～(5) [略]

3 2号非常配備体制においては、本部のすべての組織及び機能を挙げて、災害応急対策を実施する。

第30条 配備職員は、夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合において、やむを得ない事情により、在勤公署に参

号) 体制	<p>ウ 県内に震度6強又は震度7の地震が発生した場合</p> <p>エ [略]</p>	
広域	ア [略]	[略]
支部	<p>イ 所管区域内の市町村に<u>震度6強又は震度7の地震</u>が発生した場合</p> <p>ウ [略]</p>	
地方	ア [略]	[略]
支部	<p>イ <u>津波警報(大津波)が発表された場合</u>(沿岸の地方支部に限る。)</p> <p>ウ 所管区域内の市町村に<u>震度6強又は震度7の地震</u>が発生した場合</p> <p>エ [略]</p>	

2 各部長、広域支部長及び支部長は、前項の表に定める配備職員の範囲のみでは、夜間、休日等の勤務時間外において、指定職員配備体制又は主査以上配備体制に係る配備職員に不足が生じると認められる場合は、同表に定める配備職員の範囲と異なる範囲の職員を配備職員に指名することができる。

(活動要領)

第27条 指定職員配備体制における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

2 主査以上配備体制における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 広域支部長は、地方支部長から応援の要請があった場合は、応援体制を整える。広域支部だけでは対応できない場合は、災害対策本部総務部長(以下「総務部長」という。)に報告し、指示を受ける。

(3)～(5) [略]

3 全職員配備(3号)体制においては、前項各号に掲げる活動のほか、本部のすべての組織及び機能を挙げて、災害応急対策を実施する。

第30条 配備職員は、夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合において、在勤公署に参集できないやむを得ない事

集できないときは、在勤公署の長に連絡の上、原則として、本庁又は最寄りの地方支部に参集する。

2～4 [略]

(災害情報の報告等)

第32条 支部長は、災害に関する情報を、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、同表の中欄に掲げる内容ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる報告先に報告する。

種 類	内 容	報 告 先
初期情報報告	[略]	防災危機管理監
	[略]	
[略]		
その他の報告	[略]	防災危機管理監

2 防災危機管理監は、支部長から受けた災害情報を総務部長に報告し、かつ、関係課等の長に通知する。

3 関係課等の長は、支部長から受けた災害情報を所属の部長に報告し、かつ、防災危機管理監に通知する。

4 [略]

(指定地方行政機関等に対する連絡及び要請)

第33条 本部長は、災害応急対策を実施するため、又は市町村の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、岩手県地域防災計画に定める指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者に対し、同計画に定める当該機関が災害時において処理すべき事務又は業務に関して連絡をし、又は応急措置の実施の要請をする。

別表第1 (第5条関係)

本部に置く部並びに部長及び次長

部	部長に充てる職	次長に充てる職
[略]		
保健福祉部	[略]	保健福祉部副部長 公的医療改革担当技 監
[略]		
総務部	総合防災室長	防災危機管理監
出納部	[略]	出納局管理担当課長
[略]		
教育部	[略]	教育企画室長

情があるときは、前条の規定にかかわらず、在勤公署の長に連絡の上、本庁又は最寄りの地方支部に参集することができ

る。

2～4 [略]

(災害情報の報告等)

第32条 支部長は、災害に関する情報を、次の表の左欄に掲げる種類に応じ、同表の中欄に掲げる内容ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる報告先に報告する。

種 類	内 容	報 告 先
初期情報報告	[略]	本部支援室長
	[略]	
[略]		
その他の報告	[略]	本部支援室長

2 本部支援室長は、支部長から受けた災害情報を総務部長に報告し、かつ、関係課等の長に通知する。

3 関係課等の長は、支部長から受けた災害情報を所属の部長に報告し、かつ、本部支援室長に通知する。

4 [略]

(指定地方行政機関等との連絡調整等)

第33条 本部長は、災害応急対策を実施するため、又は市町村の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、岩手県地域防災計画に定める指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(以下「指定地方行政機関等」という。)が災害時において処理すべき事務又は業務に関して、指定地方行政機関等との連絡調整又は指定地方行政機関等に対する応急措置の実施の要請を行う。

別表第1 (第5条関係)

本部に置く部並びに部長及び次長

部	部長に充てる職	次長に充てる職
[略]		
保健福祉部	[略]	保健福祉部副部長 医務担当技監
[略]		
総務部	総務部副部長	総務室管理課長
出納部	[略]	出納局管理課長
[略]		
教育部	[略]	教育次長(教育企画室

[略]		

別表第2 (第6条、第7条関係)

本部の部に置く課等、課等の長及び分掌事務

部	課等	課等の長に充てる職	分掌事務
総合政策部	[略]		
	秘書課	[略]	
	経営評価課	経営評価課 総括課長	他課等に対する応援に関すること。
	調査統計課	[略]	
	[略]		
地域振興部	[略]		
	NPO・文化国際課	[略]	ボランティア活動に係る総合調整に関すること。 [略]
	[略]		
	地域振興支援室	[略]	他課等に対する応援に関すること。
環境生活部	環境生活企画室	[略]	部内各課等の連絡調整に関すること。 生活関連物資等の応急対策に関すること。 被災者の生活相談及び苦情の受付に関すること。

		長を兼ねる者に限る。 。)
[略]		

別表第2 (第6条、第7条関係)

本部の部に置く課等、課等の長及び分掌事務

部	課等	課等の長に充てる職	分掌事務
総合政策部	[略]		
	秘書課	[略]	
	調査統計課	[略]	
	[略]		
地域振興部	[略]		
	NPO・文化国際課	[略]	ボランティア活動に係る総合調整の支援に関すること。 [略]
	[略]		
	地域振興支援室	[略]	いわて体験交流施設に係る被害調査及び応急対策に関すること。
環境生活部	環境生活企画室	[略]	部内各課等の連絡調整に関すること。  被災者の生活相談及び苦情の受付に関すること。 電力関係の被害の取りまとめに関すること(企業部業務課の主管に属するものを除く。) 地熱熱水施設(資源エネルギー庁から管理及び撤去工事監理を依頼されている施設をいう。)及び岩手県営屋内温水プールの被害調査及び応急対策に

環境保全課	[略]	<u>上水道施設、衛生施設(火葬場及び墓地に限る。)</u> 及び <u>鉱山(坑廃水処理事業を行っている休廃止鉱山に限る。)</u> 関係の被害調査及び応急対策に関すること。 <u>環境衛生に関すること。</u> <u>給水(保健衛生課の所管に属するものを除く。)</u> に関すること。 <u>遺体の処理及び埋葬に関すること。</u> <u>応急給水用及び遺体処理用資機材の調達及びあっせんに関すること。</u>
[略]		
自然保護課	[略]	
資源エネルギー課	資源エネルギー課総括課長	<u>電力関係の被害の取りまとめに関すること(企業部業務課の主管に属するものを除く。)</u> <u>地熱熱水施設(資源エネルギー庁より施設管理及び撤去工事監理を依頼されている施設をいう。)</u> 及び <u>岩手県営屋内温水プールの被害調査及び応急対策に関すること。</u>
青少年・男女共同参画課	[略]	

環境保全課	[略]	<u>関すること。</u> <u>鉱山(坑廃水処理事業を行っている休廃止鉱山に限る。)</u> 関係の被害調査及び応急対策に関すること。
[略]		
自然保護課	[略]	
青少年・男女共同参画課	[略]	
県民くらしの安全課	県民くらしの安全課総括課長	<u>生活関連物資等の応急対策に関すること。</u> <u>食品衛生に関すること。</u> <u>上水道施設の被害調査及び応急対策並びに災害復旧対策の指導に関すること。</u>

	産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室	[略]	
保健福祉部	[略]		
	保健衛生課	[略]	[略] 医薬品及び医療資機材の調達及び輸送に関すること。 <u>食品衛生に関すること。</u> 保健指導に関すること。 [略]
	地域福祉課	[略]	[略] <u>社会福祉に関するボランティア活動に関すること</u> <u>(他課等の主管に属するものを除く。)</u> 。
	[略]		
	医師確保対策室	医師確保対策室長	[略]
商工労働観光部	[略]		
	経営支援課	[略]	[略] 被災中小企業の金融対策に関すること。 <u>鉱山関係（環境生活部環境保全課に属するものを除く。）の被害調査及び</u> <u>応急対策に関すること。</u>
	[略]		
	地域産業	地域産業課	[略]

			応急給水用資機材の調達及びあっせんに関すること。 衛生施設（火葬場及び墓地に限る。）の被害調査及び応急対策に関すること。 遺体処理用資機材の調達及びあっせんに関すること。
	産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室	[略]	
保健福祉部	[略]		
	保健衛生課	[略]	[略] 医薬品及び医療資機材の調達及び輸送に関すること。 保健指導に関すること。 [略]
	地域福祉課	[略]	[略] <u>ボランティア活動に係る</u> <u>総合調整に関すること。</u>
	[略]		
	医師支援推進室	医師支援推進室長	[略]
商工労働観光部	[略]		
	経営支援課	[略]	[略] 被災中小企業の金融対策に関すること。
	[略]		
	産業経済	産業経済交	[略]

	課	総括課長	
	[略]		
	労政能力 開発課	労政能力開 発課総括課 長	[略]
農林水 産部	[略]		
	農村建設 課	[略]	[略] 海岸保全施設以外の農地 農業用施設の被害調査及 び応急対策に関すること 。 [略]
	[略]		
県土整 備部	[略]		
	建設技術 振興課	[略]	応急対策工事請負契約者 の選定及び当該契約者の 工事施行状況の調査に関 すること。 他課等に対する応援に関 すること。
	[略]		
	砂防災害 課	[略]	[略] 災害復旧工事の技術指導 に関すること。
	[略]		
	下水環境 課	[略]	下水道施設の被害調査及 び応急対策に関すること 。 [略]
	[略]		
総務部	本部支援 室	防災危機管 理監	[略]
	[略]		
	[略]		

	交流課	流課総括課 長	
	[略]		
	雇用対策 ・労働室	雇用対策・ 労働室長	[略]
農林水 産部	[略]		
	農村建設 課	[略]	[略] 海岸保全施設以外の農地 ・農業用施設及び農村生 活環境施設の被害調査及 び応急対策に関すること 。 [略]
	[略]		
県土整 備部	[略]		
	建設技術 振興課	[略]	他課等に対する応援に関 すること。
	[略]		
	砂防災害 課	[略]	[略] 災害復旧工事の技術指導 に関すること。 土砂災害危険箇所の緊急 点検の取りまとめ及び応 急対策の総括に関するこ と。
	[略]		
	下水環境 課	[略]	農業集落排水施設以外の 下水道施設の被害調査及 び応急対策に関すること 。 [略]
	[略]		
総務部	本部支援 室	総合防災室 長	[略]
	[略]		
	[略]		

医療部	[略]		
	病院改革室	病院改革室長	[略]
[略]			
教育部	[略]		
	学校教育室	[略]	[略] 県立学校等の教職員及び生徒の被害調査及び応急対策に関すること。 [略]
[略]			
[略]			

別表第3 (第6条、第7条関係)

本部の部に置く機関、機関の長及び分掌事務

部	機関	機関の長	分掌事務
[略]			
保健福祉部	岩手県環境保健研究センター	[略]	
			岩手県精神保健福祉センター
[略]			

別表第5 (第15条、第17条関係)

地方支部の名称等

名称	場所	所管区域	構成機関
岩手県災害対策本部盛岡地方支部	[略]		盛岡地方振興局、岩手県中央家畜保健衛生所、北上川上流流域下水道事務所、岩手県立中央病院、岩手県立沼宮内病院、 <u>岩手県立中央病院附属紫波地域診療センター</u> 、盛岡教育事務所、岩手県立盛岡第一高等学校、岩手県立盛岡第二高等学校、岩手県立盛岡第三高等学校、岩手県立盛岡第四高等学校、岩手県立盛岡北高等学校、岩手県立盛岡

医療部	[略]		
	医師支援推進室	医師支援推進室長	[略]
[略]			
教育部	[略]		
	学校教育室	[略]	[略] 県立学校等の教職員並びに児童及び生徒の被害調査及び応急対策に関すること。 [略]
[略]			
[略]			

別表第3 (第6条、第7条関係)

本部の部に置く機関、機関の長及び分掌事務

部	機関	機関の長に充てる職	分掌事務
[略]			
保健福祉部	岩手県環境保健研究センター	[略]	
			岩手県精神保健福祉センター
[略]			

別表第5 (第15条、第17条関係)

地方支部の名称等

名称	場所	所管区域	構成機関
岩手県災害対策本部盛岡地方支部	[略]		盛岡地方振興局、岩手県中央家畜保健衛生所、北上川上流流域下水道事務所、岩手県立中央病院、岩手県立沼宮内病院、盛岡教育事務所、岩手県立盛岡第一高等学校、岩手県立盛岡第二高等学校、岩手県立盛岡第三高等学校、岩手県立盛岡第四高等学校、岩手県立盛岡北高等学校、岩手県立盛岡南高等学校、岩手県立盛岡不来方高等学校、岩手県立

		南高等学校、岩手県立不来方高等学校、岩手県立杜陵高等学校、岩手県立盛岡農業高等学校、岩手県立盛岡工業高等学校、岩手県立盛岡商業高等学校、岩手県立沼宮内高等学校、岩手県立・巻高等学校、岩手県立平館高等学校、岩手県立雫石高等学校、岩手県立紫波総合高等学校、岩手県立盲学校、岩手県立盛岡聾学校、岩手県立盛岡養護学校、岩手県立青山養護学校、岩手県立松園養護学校、岩手県立盛岡高等養護学校、岩手県立みたけ養護学校、岩手県立こまくさ幼稚園、岩手県盛岡東警察署、岩手県盛岡西警察署、岩手県岩手警察署、岩手県紫波警察署			杜陵高等学校、岩手県立盛岡農業高等学校、岩手県立盛岡工業高等学校、岩手県立盛岡商業高等学校、岩手県立沼宮内高等学校、岩手県立・巻高等学校、岩手県立平館高等学校、岩手県立雫石高等学校、岩手県立紫波総合高等学校、岩手県立盛岡視覚支援学校、岩手県立盛岡聴覚支援学校、岩手県立盛岡となん支援学校、岩手県立盛岡青松支援学校、岩手県立盛岡峰南高等支援学校、岩手県立盛岡みたけ支援学校、岩手県盛岡東警察署、岩手県盛岡西警察署、岩手県岩手警察署、岩手県紫波警察署
岩手県 災害対 策本部 花巻地 方支部	[略]	県南広域振興局花巻総合支局、岩手県県南家畜保健衛生所、花巻空港事務所、 <u>岩手県立花巻厚生病院</u> 、岩手県立中央病院附属大迫地域診療センター、岩手県立東和病院、花巻教育事務所、岩手県立花巻北高等学校、岩手県立花巻南高等学校、岩手県立花巻農業高等学校、岩手県立花巻北青雲高等学校、岩手県立大迫高等学校、岩手県立東和高等学校、 <u>岩手県立花巻養護学校</u> 、岩手県花巻警察署、岩手県立遠野病院、岩手県立遠野高等学校、岩手県立遠野緑峰高等学校、岩手県遠野警察署	岩手県 災害対 策本部 花巻地 方支部	[略]	県南広域振興局花巻総合支局、岩手県県南家畜保健衛生所、花巻空港事務所、岩手県立東和病院、花巻教育事務所、岩手県立花巻北高等学校、岩手県立花巻南高等学校、岩手県立花巻農業高等学校、岩手県立花巻北青雲高等学校、岩手県立大迫高等学校、岩手県立東和高等学校、 <u>岩手県立花巻清風支援学校</u> 、岩手県花巻警察署、岩手県立遠野病院、岩手県立遠野高等学校、岩手県立遠野緑峰高等学校、岩手県遠野警察署
岩手県 災害対 策本部 北上地 方支部	[略]	県南広域振興局北上総合支局、岩手県県南家畜保健衛生所、 <u>岩手県立北上病院</u> 、北上教育事務所、岩手県立黒沢尻北高等学校、岩手県立北上翔南高等学校、岩手県立黒沢尻工業高等学校、岩手県立西和賀高等学校、岩手	岩手県 災害対 策本部 北上地 方支部	[略]	県南広域振興局北上総合支局、岩手県県南家畜保健衛生所、 <u>岩手県立中部病院</u> 、北上教育事務所、岩手県立黒沢尻北高等学校、岩手県立北上翔南高等学校、岩手県立黒沢尻工業高等学校、岩手県立西和賀高等学校、岩手

		県北上警察署
岩手県 災害対 策本部 奥州地 方支部	[略]	県南広域振興局、岩手県南家畜保健衛生所、岩手県立胆沢病院、岩手県立江刺病院、奥州教育事務所、岩手県立水沢高等学校、岩手県立水沢農業高等学校、岩手県立水沢工業高等学校、岩手県立水沢商業高等学校、岩手県立前沢高等学校、岩手県立金ヶ崎高等学校、岩手県立胆沢高等学校、 <u>岩手県立岩谷堂高等学校</u> 、 <u>岩手県立岩谷堂農林高等学校</u> 、 <u>岩手県立前沢養護学校</u> 、岩手県水沢警察署、岩手県江刺警察署
岩手県 災害対 策本部 一関地 方支部	[略]	県南広域振興局一関総合支局、岩手県南家畜保健衛生所、岩手県立磐井病院、岩手県立南光病院、 <u>岩手県立磐井病院附属花泉地域診療センター</u> 、一関教育事務所、岩手県立一関第一高等学校、岩手県立一関第二高等学校、岩手県立一関工業高等学校、岩手県立花泉高等学校、岩手県立一関清明支援学校、岩手県一関警察署、岩手県立千厩病院、岩手県立大東病院、岩手県立大東高等学校、岩手県立千厩高等学校、岩手県千厩警察署
岩手県 災害対 策本部 大船渡 地方支 部	[略]	大船渡地方振興局、岩手県南家畜保健衛生所、岩手県漁業取締事務所、岩手県立大船渡病院、岩手県立高田病院、 <u>岩手県立大船渡病院附属住田地域診療センター</u> 、大船渡教育事務所、岩手県立高田高等学校、岩手県立大船渡高等学校、岩手県立大船渡東高等学校、岩手県立住田高等学校、 <u>岩手県立気仙養護学校</u> 、岩手県大船渡警察署
岩手県	[略]	釜石地方振興局、岩手県南家

		県北上警察署
岩手県 災害対 策本部 奥州地 方支部	[略]	県南広域振興局、岩手県南家畜保健衛生所、岩手県立胆沢病院、岩手県立江刺病院、奥州教育事務所、岩手県立水沢高等学校、岩手県立水沢農業高等学校、岩手県立水沢工業高等学校、岩手県立水沢商業高等学校、岩手県立前沢高等学校、岩手県立金ヶ崎高等学校、岩手県立胆沢高等学校、 <u>岩手県立岩谷堂高等学校</u> 、 <u>岩手県立前沢明峰支援学校</u> 、岩手県水沢警察署、岩手県江刺警察署
岩手県 災害対 策本部 一関地 方支部	[略]	県南広域振興局一関総合支局、岩手県南家畜保健衛生所、岩手県立磐井病院、岩手県立南光病院、一関教育事務所、 <u>岩手県立一関第一高等学校附属中学校</u> 、岩手県立一関第一高等学校、岩手県立一関第二高等学校、岩手県立一関工業高等学校、岩手県立花泉高等学校、岩手県立一関清明支援学校、岩手県一関警察署、岩手県立千厩病院、岩手県立大東病院、岩手県立大東高等学校、岩手県立千厩高等学校、岩手県千厩警察署
岩手県 災害対 策本部 大船渡 地方支 部	[略]	大船渡地方振興局、岩手県南家畜保健衛生所、岩手県漁業取締事務所、岩手県立大船渡病院、岩手県立高田病院、大船渡教育事務所、岩手県立高田高等学校、岩手県立大船渡高等学校、岩手県立大船渡東高等学校、岩手県立住田高等学校、 <u>岩手県立気仙光陵支援学校</u> 、岩手県大船渡警察署
岩手県	[略]	釜石地方振興局、岩手県南家

災害対策本部 釜石地方支部		畜保健衛生所、岩手県漁業取締事務所、岩手県水産技術センター、岩手県立釜石病院、岩手県立大槌病院、釜石教育事務所、岩手県立釜石高等学校、 <u>岩手県立釜石工業高等学校</u> 、 <u>岩手県立釜石商業高等学校</u> 、岩手県立大槌高等学校、 <u>岩手県立釜石養護学校</u> 、岩手県釜石警察署	災害対策本部 釜石地方支部		畜保健衛生所、岩手県漁業取締事務所、岩手県水産技術センター、岩手県立釜石病院、岩手県立大槌病院、釜石教育事務所、岩手県立釜石高等学校、 <u>岩手県立釜石商工高等学校</u> 、岩手県立大槌高等学校、 <u>岩手県立釜石祥雲支援学校</u> 、岩手県釜石警察署
岩手県災害対策本部 宮古地方支部	[略]	宮古地方振興局、岩手県中央家畜保健衛生所、岩手県漁業取締事務所、岩手県立宮古病院、岩手県立山田病院、宮古教育事務所、岩手県立山田高等学校、岩手県立宮古高等学校、岩手県立宮古北高等学校、岩手県立宮古工業高等学校、岩手県立宮古商業高等学校、岩手県立宮古水産高等学校、岩手県立岩泉高等学校、 <u>岩手県立宮古養護学校</u> 、岩手県宮古警察署、岩手県岩泉警察署	岩手県災害対策本部 宮古地方支部	[略]	宮古地方振興局、岩手県中央家畜保健衛生所、岩手県漁業取締事務所、岩手県立宮古病院、岩手県立山田病院、宮古教育事務所、岩手県立山田高等学校、岩手県立宮古高等学校、岩手県立宮古北高等学校、岩手県立宮古工業高等学校、岩手県立宮古商業高等学校、岩手県立宮古水産高等学校、岩手県立岩泉高等学校、 <u>岩手県立宮古恵風支援学校</u> 、岩手県宮古警察署、岩手県岩泉警察署
岩手県災害対策本部 久慈地方支部	[略]	久慈地方振興局、岩手県北家畜保健衛生所、岩手県漁業取締事務所、岩手県立久慈病院、久慈教育事務所、岩手県立久慈高等学校、岩手県立久慈工業高等学校、岩手県立久慈東高等学校、岩手県立種市高等学校、岩手県立大野高等学校、 <u>岩手県立久慈養護学校</u> 、岩手県久慈警察署	岩手県災害対策本部 久慈地方支部	[略]	久慈地方振興局、岩手県北家畜保健衛生所、岩手県漁業取締事務所、岩手県立久慈病院、久慈教育事務所、岩手県立久慈高等学校、岩手県立久慈工業高等学校、岩手県立久慈東高等学校、岩手県立種市高等学校、岩手県立大野高等学校、 <u>岩手県立久慈拓陽支援学校</u> 、岩手県久慈警察署
岩手県災害対策本部 二戸地方支部	[略]	二戸地方振興局、岩手県北家畜保健衛生所、岩手県立二戸病院、岩手県立軽米病院、 <u>岩手県立二戸病院附属九戸地域診療センター</u> 、岩手県立一戸病院、二戸教育事務所、岩手県立軽米高等学校、岩手県立伊保内高等学校、岩手県立福岡高等学校、岩手県立福岡工業高等学校、岩	岩手県災害対策本部 二戸地方支部	[略]	二戸地方振興局、岩手県北家畜保健衛生所、岩手県立二戸病院、岩手県立軽米病院、岩手県立一戸病院、二戸教育事務所、岩手県立軽米高等学校、岩手県立伊保内高等学校、岩手県立福岡高等学校、岩手県立福岡工業高等学校、岩手県立一戸高等学校、岩手県二戸警察署

		手県立一戸高等学校、岩手県二戸警察署
--	--	--------------------

別表第6（第19条関係）

地方支部に置く班並びに班長及び副班長

班	班長に充てる職	副班長に充てる職
[略]		
土木班	広域振興局土木部長	[略]
	広域振興局総合支局土木部長	広域振興局総合支局土木部管理課長
	地方振興局土木部長	[略]
県立病院班	県立病院院長	県立病院副院長（事務局長）
	病院附属地域診療センター長	病院附属地域診療センター副センター長（事務長）
[略]		

別表第8（第26条関係）

警戒配備体制に当たる課等及び公所

区分	部及び班	警戒配備体制に当たる課等及び公所
本部	[略]	
	環境生活部	環境生活企画室、環境保全課、自然保護課
	[略]	
[略]		

--	--	--

別表第6（第19条関係）

地方支部に置く班並びに班長及び副班長

班	班長に充てる職	副班長に充てる職
[略]		
土木班	広域振興局土木部長	[略]
	広域振興局総合支局土木部長	広域振興局総合支局土木部管理課長（管理用地課長）
	地方振興局土木部長	[略]
県立病院班	県立病院院長	県立病院副院長（事務局長）
[略]		

別表第8（第26条関係）

指定職員配備体制に当たる課等及び公所

区分	部及び班	指定職員配備体制に当たる課等及び公所
本部	[略]	
	環境生活部	環境生活企画室、環境保全課、自然保護課、 <u>県民くらしの安全課</u>
	[略]	
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。